

令和5年2月24日

年長組保護者 様

給食費一部返金申出書について

ご注意

本書は確認の為、年長児保護者の皆様へ送付しております。必ず内容をご確認いただき署名をして3月1日（水）までに園までご提出ください。尚、期日後のお申し出はお受けすることができません。また、毎月の給食費納入額を超える返金はでき兼ねますので予めご了承ください。（※返金額が0円でも必ず署名をお願いします）

対象期間について

返金の対象期間については常陸大宮市より要請された休園措置期間および、登園自粛要請期間に限ります。

令和4年7月7日～14日までの給食提供日数である5日間（弁当日は含まない）

算出方法について

給食費（牛乳を含む）は過去の実績を基に概算で毎月一定額を納入いただいている関係（出席率93.9%に乗じて算出）から、認定別による給食費（1号は418円／2号は486円）に登園自粛日数（欠席を含む）を乗じて算出します。（100円未満は切り捨て）

返金手続きについて

- ・返金の際は保育料口座へ返金させていただきます。（恐れ入りますが、振込手数料は保護者様ご負担でお願いいたします）
- ・毎月の保育料を現金で納入されている方は任意の用紙に振込先を記入し、返金申出書と同封してご提出くださいますようお願いいたします。
- ・返金の時期は3月上旬頃を予定していますが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、変更する場合があります。
- ・各種お支払いがお済みでない方には返金出来兼ねますのでご了承ください。

若草幼稚園